

# お医者さんにかかるときは、

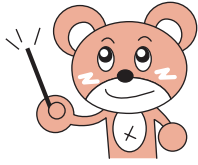
老人保健制度

## 健康保険証 医療受給者証※ 健康手帳 を忘れずに!

※医療受給者証は、自己負担割合が記載されていますので、病院等の窓口では忘れずに提示してください。

### 老人保健で医療を受ける方

- 75歳以上の方
- 75歳未満で昭和7年9月30日以前に生まれた方
- 65歳以上で一定の障害の状態にあり市長の認定を受けた方



### こんなときは手続きを! (各庁舎の総合窓口課で受け付けできます)

- ① 加入している健康保険証を変更されたとき  
◎必要なもの：医療受給者証、健康保険証、認印
- ② 住所、氏名を変更したとき／市外へ転出するとき／死亡したとき／生活保護の認定を受けたとき  
◎必要なもの：医療受給者証、認印
- ③ 高額医療費の振込口座を変更される時  
◎必要なもの：医療受給者証、振込先の口座（郵便局以外）のわかるもの、認印
- ④ 医療受給者証等を紛失、破損されたとき  
◎必要なもの：認印、破損の場合は破損した医療受給者証

### お医者さんにかかったときの費用

所得に応じてかかった医療費の3割または1割を病院等の窓口で負担します。

所得区分	負担割合	所得基準
現役並み所得者	3割	課税所得（各種控除後）が年額145万円以上の老人保健対象者および同じ世帯の老人保健対象者※1
一般 低所得Ⅱ※2	1割	住民税課税世帯で上記以外の方 世帯全員が住民税非課税の方
低所得Ⅰ※2		世帯全員が住民税非課税かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方

※1…ただし、その世帯の上記該当者の年収が合計520万円未満（該当者が1人の世帯では年収383万円未満）の場合は、申請により1割負担となります。

※2…所得区分低所得Ⅰおよび低所得Ⅱの適用を受けるには申請が必要になります。

所得に応じて、自己負担割合や限度額が異なります。毎年、所得の申告は忘れずに行いましょう。

☎北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334

健康推進課情報 PART32 MARCH SCHEDULE

# 3月の予定

3月1日～3月31日

### 妊婦教室

- 日時 3月14日(水) 9:50～10:00(受付)
- 場所 大安老人福祉センター
- 持ち物 母子健康手帳
- 内容 お産の進み方と過ごし方、母乳マッサージについて等

※1週間前までにご予約ください。



### 育児相談

- 日・場所  
3月 6日(火) 北勢福祉センター  
13日(火) 藤原文化センター  
20日(火) 員弁健康センター  
27日(火) 大安老人福祉センター
- 受付時間 9:30～11:00
- 持ち物 母子健康手帳

※どなたでも参加できます。身体計測のみでも可。仲間づくりの場としてもお気軽にお越しください。



### 1歳6カ月児健康診査

- 日時 3月8日(木) 13:15～14:15(受付)
  - 場所 藤原文化センター
  - 持ち物 母子健康手帳・健康診査票
  - 対象者 平成17年8月生 および 前回欠席者
- ※対象者には個別通知します。

### 2歳児歯科教室

- 日時 3月15日(木) 9:15～9:30(受付)
  - 場所 大安老人福祉センター
  - 持ち物 レジャーシート(1人用)、コップ、手鏡、母子健康手帳、普段使っている歯ブラシ、小さいバケツ
  - 対象者 平成17年2月～平成17年3月生
- ※染め出しをしますので、汚れてもいい服装でお越しください。  
※対象者には個別通知します。



### 3歳児健康診査

- 日時 3月22日(木) 13:15～14:15(受付)
  - 場所 藤原文化センター
  - 持ち物 母子健康手帳・健康診査票・尿
  - 対象者 平成15年8月生 および 前回欠席者
- ※対象者には個別通知します。

☎大安庁舎 健康推進課 T 78-3517 F 78-1114